○狛江市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準 平成18年8月8日市長決裁

改正

平成19年8月20日市長決裁平成20年3月28日市長決裁平成20年4月21日市長決裁平成21年1月22日市長決裁平成23年1月27日市長決裁平成24年3月7日市長決裁平成24年3月28日市長決裁令和2年9月16日市長決裁

狛江市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱(平成17年要綱第84号。 以下「要綱」という。)の規定に基づき、狛江市ホームページにおけるバナー広告(以 下「バナー広告」という。)に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定 めることを目的とする。

(規格等)

第2条 要綱第5条及び要綱第6条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格

大きさ	縦 64ピクセル・横 160ピクセル
データ量	4 キロバイト以内
データ形式	GIF形式(アニメーションGIFは不可)

- (2) 掲載位置及び掲載枠数 掲載位置は、市のホームページのトップページとし、フッター上部に24枠とする。
- (3) 掲載料 掲載料は、1枠当たり月額20,000円とする。
- (4) 掲載期間 掲載期間は1月単位とし、1回の申込みにより、12月まで掲載する ことができる。

(掲載希望者の募集方法等)

第3条 要綱第7条に規定する募集は、原則として広報及びホームページに掲載する方法により行う。

(掲載の申込み)

第4条 要綱第8条の規定に基づく申込みは、狛江市ホームページバナー広告掲載申込書 (第1号様式。以下「申込書」という。) に必要な書類を添えて市に申し込むものとする。

- 2 秘書広報室長は、必要に応じて、申込みの際に業務内容等がわかる書類(登記簿謄本の写し、納税証明書等をいう。)の提示又は提出を求めることができるものとする。 (審査依頼)
- 第5条 秘書広報室長は,前条の申込みが要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は, 意見を添えて広告掲載審査依頼書(第2号様式)を狛江市行財政改革推進委員会に提 出し,その審査に諮るものとする。

(審査完了の通知)

- 第7条 要綱第9条第2項の規定に基づく決定の通知は、広告掲載決定通知書(第4号 様式)又は広告非掲載決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(掲載の取消し)

第8条 要綱第12条の規定に基づく取消しをしたときは、広告掲載取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市が指定する期日 までに市所定の納入通知書により、第2条第3号に規定する掲載料を納付しなければ ならない。

(原稿の作成及び提出)

第10条 バナー広告の原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(掲載に伴う責任等)

第11条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容その他バナー 広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

(掲載期間の延長)

- 第12条 掲載期間内に,市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は,次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じて,当該各号に定める日数を掲載期間として延長する。ただし,定期的なメンテナンスは、閉鎖時間から除くものとする。
 - (1) 閉鎖した時間が6時間以上24時間以内の場合 1日
 - (2) 閉鎖した時間が24時間を超える場合 閉鎖日数に1日を加えた日数 (庶務)
- 第13条 バナー広告の掲載に関する事務は、秘書広報室が担当する。 (委任)
- 第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- この基準は、市長決裁の日から施行する。 付 則(平成19年8月20日市長決裁)
- この基準は、市長決裁の日から施行する。
 - 付 則(平成20年3月28日市長決裁)
- この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 20 年 4 月 21 日市長決裁)
- この基準は、市長決裁の日から施行する。
 - 付 則 (平成21年1月22日市長決裁)
- この基準は、市長決裁の日から施行する。
 - 付 則(平成23年1月27日市長決裁)
- この基準は、市長決裁の日から施行する。
 - 付 則(平成24年3月7日市長決裁)
- この基準は, 市長決裁の日から施行する。
 - 付 則(平成24年3月28日市長決裁)
- この基準は、平成24年4月1日から施行する。
 - 付 則(令和2年9月16日市長決裁)
- この基準は、令和2年10月1日から施行する。
- 第1号様式から第6号様式まで(省略)